

婦人保護部会

## 婦人保護部会（概要版）

### 【提言項目】

1. 地域生活移行支援「ステップハウス」への人材確保
2. DV被害者同伴児童のための保育等機能への費用負担
3. 性被害者回復（治療）支援センターの設立

### 【婦人保護部会とは】

東京都社会福祉協議会の会員施設である都内5箇所の婦人保護施設でもって組織されている。本部会は、施設長及び従事者によって運営され、婦人保護事業の増進や施設職員の資質向上等を期するため、東京都女性相談センターを始めとする関係諸機関との関係強化を図りつつ、調査・研究活動、職員研修会の開催、婦人相談員等との懇談会の開催等の事業を行っている。

## 婦人保護部会（詳細版）

### 【提言項目1】

#### 地域生活移行支援「ステップハウス」への人材確保

### 【現状と課題】

婦人保護施設にも地域生活移行のために必要な「ステップハウス」機能が認められ、その展開への取り組みが実施され始めている。地域社会での暮らし方に多々、問題を抱えて入所に至った女性たちが、再出発に向けての場所としての役割は大きい。今後は、社会生活の実践に向けての具体的な支援者が必要である。

### 【提言内容】

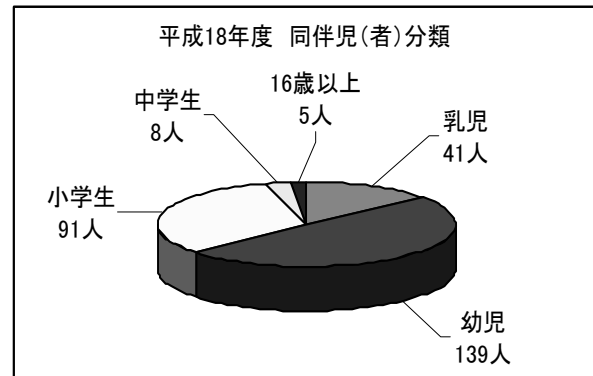
生活困難を抱えてきた利用者が生活スキルを高め、地域生活へより多く移行できることは、施設機能を効果的に展開することにつながる。しかし、職員配置の少ない婦人保護施設では、現行の職員配置での実践は難しい。支援員の確保は急務であることから、実践に当たっての維持管理費への補助を望みたい。

## 【提言項目 2】

### DV被害者同伴児童のための保育等機能への費用負担

#### 【現状と課題】

婦人保護施設に一時保護されるDV被害者が同伴する児童は、「児童虐待防止法」の対象からまれ、何の支援も受けられていないのが現状である。本部会が行っている独自の調査では、平成18年度に都内5婦人保護施設に一時保護されたDV被害者数は252人で、同伴児童(16歳以上を含む)は284人にのぼる。(右図参照)これらの児童は年齢によって関わる内容も異なるため予算措置の難しさがあるが、児童の権利擁護の観点からも放置されていいものではない。



#### 【提言内容】

婦人相談所の一時保護所における保育士配置は、条件（一日平均4人以上の乳幼児がいることが原則）があるため、使いにくい。また、被害児童へのケアを無償のボランティアに任せることは適切ではない。有料保育や有償の教育支援者など実態に即した支援への費用負担を認めてほしい。

## 【提言項目 3】

### 性被害者回復（治療）支援センターの設立

#### 【現状と課題】

女性への性暴力・性被害は年々増加し悲惨な状況を呈し、人として生きることを奪う大きな社会問題となっている。特に性虐待行為は乳幼児・児童期に多く見られる。この侵害的行為のために被害者は、児童期は勿論のこと、一生心に深い傷を抱えて生きていかなければならない苦しみを背負わされる。侵害された傷は完全に癒されることはなく、その治療にも長い時間が必要である。そのために社会生活のしづらさ、困難を抱え、自力で生活を支えることができなくなり、治療を含めた支援が必要となる。治療には「性による心の侵害」を理解した専門的な機関が必要である。子どもへのケアと連携しての支援が求められている。

#### 【提言内容】

被害者の年齢にかかわらず、ライフステージにあわせ、福祉、医療、法律、心理など専門的なつながりと生活に密着した治療が得られるセンターの立ち上げを、昨年度に引き続き望みたい。